

高等学校教育改革促進事業支援業務委託 企画提案競技実施要領

1 趣旨

この実施要領は、高等学校教育改革促進事業支援業務を委託する事業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

高等学校教育改革促進事業支援業務

(2) 業務内容

別添「高等学校教育改革促進事業支援業務委託仕様書（案）」のとおり

(3) 予算の上限額

7, 800千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 企画提案競技の概要

(1) 実施方法

企画提案を募集し、書面による審査を経た上で、最も優れた提案を行ったと認められる者を本業務の受託事業者として選定する。

(2) 参加資格

参加資格を有する者は、応募を行う日から受託事業者が決定する日まで、次の要件を全て満たしている者とする。

- ① 日本国内に事業所を有する民間企業、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合、個人事業主等であること。
- ② 本業務を企画遂行する十分な体制・能力を有していること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、青森県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- ④ 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者であること。
- ⑤ 都道府県民税、法人税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- ⑥ 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。

(3) 企画提案競技への参加

参加を希望する者は、以下の書類を指定の期日までに提出すること。

① 提出書類

企画提案競技参加表明書（様式1）

- ② 提出期限
令和8年7月17日（金）17時まで【厳守】
- ③ 提出方法
持参、郵送又は電子メールにより提出すること。
- ④ 提出先
「10 書類の提出及び問合せ先」に同じ。
- ⑤ 共同提案を行う場合の留意事項
 - ・単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできない。
 - ・共同提案を行う場合は、協定書や覚書（代表構成員や構成員の記名押印した書面）を任意の書式で作成し、参加表明書と併せて提出すること。
 - ・全ての構成員が本実施要領に定める参加資格を満たしていること。
 - ・提出書類はグループを1者とみなし、作成すること。

（4）企画提案書類の提出

- ① 提出書類及び提出部数（任意様式）
 - ア 企画提案書（A4判） 提出部数：6部 [正本：1部、副本：5部]
 - イ 概算見積書（A4判） 提出部数：6部 [正本：1部、副本：5部]
- ② 提出期限
令和8年7月22日（水）17時まで【厳守】
- ③ 提出方法
持参又は郵送により提出すること。
- ④ 提出先
「10 書類の提出及び問合せ先」に同じ。
- ⑤ 留意事項
 - ・企画提案書は、1者1案とする。
 - ・提出後の書類の差替及び再提出は認めない。
 - ・提出された書類は返却しない。
 - ・参加資格を満たさない者の提出した書類又は虚偽の記載をした提案書等は無効とする。
 - ・提出された書類は、原則として青森県情報公開条例に基づく請求等の対象文書となる。
 - ・提案書の作成及び提出など企画提案競技への参加に要する一切の費用は、全て提案者の負担とする。

4 企画提案書の記載事項

企画提案書は、業務目的及び仕様書（案）の内容を参照の上、以下の内容を盛り込むこと。

（1）業務の推進方針

本業務の効果的な推進方針を記載すること。

(2) 県教育委員会への伴走支援

定期ミーティングの運営方法や課題への対応策を記載すること。

(3) 実行計画策定に係る支援

計画策定に向けたプロセスや支援の仕方を具体的に記載すること。

(4) 業務実施体制

本業務に係る担当者の配置及び連携事業者を含めた実施体制について記載すること。

(5) これまでの実績

過去3年間に受託した類似事業の実績(官民間わない)について記載すること。
また、当該事業実績に係る説明資料(様式任意)もあわせて提出すること。

(6) 留意事項

- ・表紙を付け、提案者名(事業者名)を記載すること。
- ・A4判横長片面印刷(カラー印刷可)とすること。
- ・企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。
- ・業務の全部を再委託することは不可とする。

5 概算見積書の記載事項

仕様書(案)及び上記企画提案に係る経費を算出し、それらの経費を可能な限り詳細に記載すること。

6 審査の実施

(1) 審査・選考方法

企画提案書及び概算見積書について、書面により審査を実施し、最優秀提案者を選考する。なお、参加者が1者のみの場合であっても、受託候補者の適格性を判断するため審査を行う。

(2) 選考基準

① 事業の趣旨・目的の理解

国の高校教育改革に関する基本方針を正確に理解した上で、本県における高校教育が抱える具体的な課題や目的を的確に把握し、これらを効果的に連動させた提案となっているか。

② 業務の推進方針

実効性の高い推進方針や独自性、工夫が含まれた提案となっているか。

③ 実行計画策定に係る支援

策定のプロセスや策定の支援の仕方が具体的かつ実現可能性のあるものとなっているか。また、県教育委員会の負担軽減につながるような提案となっているか。

④ 支援活動の企画提案

提案された支援活動が具体的かつ実現可能な提案となっているか。

⑤ 実施体制

本業務を円滑かつ継続的に実施するための組織体制が構築されているか。また、県教育委員会と緊急時の対応を含め、安定した業務遂行が期待できる体制となっているか。

⑥ 同種又は類似の業務実績

過去3年間で類似の業務を円滑かつ効果的に実施しているか。

⑦ 経費の妥当性

経費の積算は適切か。

(3) 審査結果

採否にかかわらず全ての企画提案競技参加者に書面で通知する。

なお、選考過程及び選考結果に関する質問、異議申立ては一切受け付けないものとする。

7 委託契約の締結

審査の結果、総合点数の最も高い提案者を契約予定者として選定する。ただし、最高点が同点となった場合は、審査員の合議により契約予定者を決定する。その後契約予定者と、企画提案書等を基に業務仕様書の詳細を協議し、上限額の範囲内で委託契約を締結する。なお、その際には、採用となった企画提案の一部変更を指示することがある。

8 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

企画提案競技に関する質問は、「質問票」(様式2)に記入の上、電子メールにより「10 書類の提出及び問合せ先」に提出すること。なお、口頭(電話を含む。)による質問は受け付けないものとする。

(2) 受付期限

令和8年7月8日(水) 17時まで【厳守】

(3) 回答方法

令和8年7月13日(月)までに全ての質問への回答をとりまとめ、青森県庁ホームページに掲載するとともに、質問票を提出した全ての者に対して電子メールにて回答する。(受信後は、必ず受信した旨のメールを送信すること。)

9 業務開始までのスケジュール(予定)

令和8年7月 8日(水)	質問票(様式2)受付期限 (質問への回答は7月13日(月)までに行う)
7月17日(金)	企画提案競技参加表明書(様式1)提出期限
7月22日(水)	企画提案書、概算見積書 提出期限
7月28日(火)	審査結果通知

8月上旬 委託契約締結

10 書類の提出及び問合せ先

〒030-8540 青森市長島1-1-1

高等学校教育改革推進室

TEL:017-734-9866

E-mail:E-KAIKAKU@pref.aomori.lg.jp